

1. これまでの検討経緯

「新たな情報財検討委員会（報告書）」

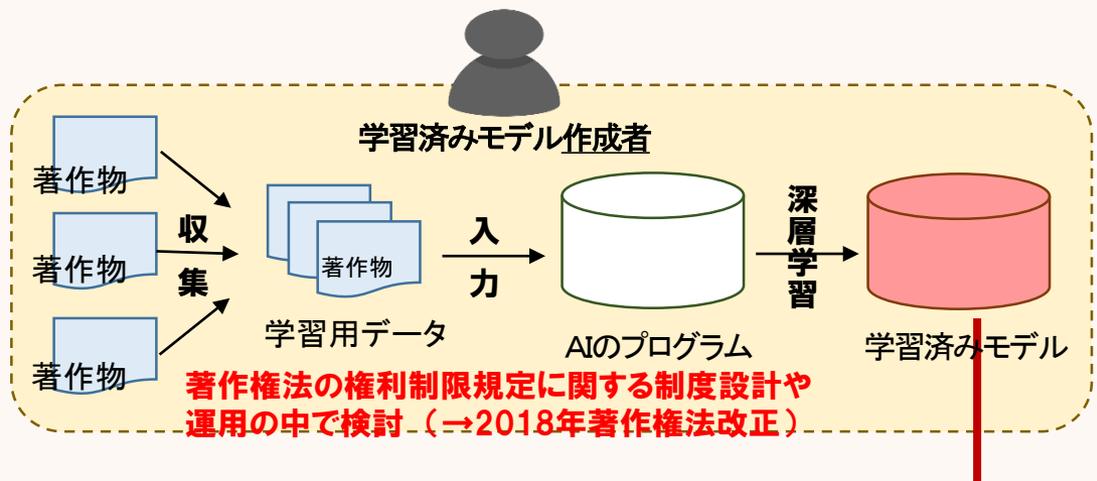
(2017年3月 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会)

3. AIの作成・利活用促進に向けた方向性

(1) 具体的に検討を進めることが適当な事項等

・学習用データの作成の促進に関する環境整備

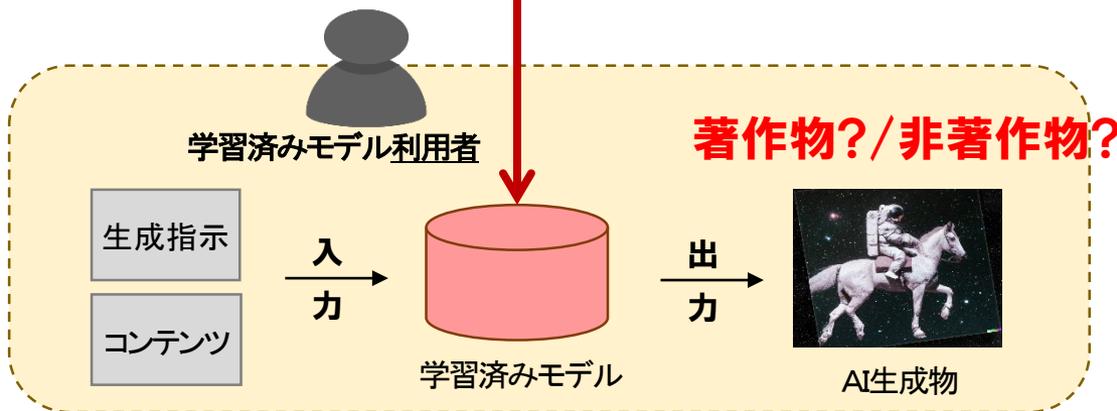
我が国のAIの作成の促進に向け、特定当事者間を超えて学習用データを提供・提示する行為について、新たな時代のニーズに対応した著作権法の権利制限規定に関する制度設計や運用の中で検討を進めることが適当である。



(2) 引き続き検討すべき事項等

・AI生成物の知財制度上の在り方

知的財産権侵害の責任を免れるためにAIを利用したと偽る等のAIが悪用される場合や、AI生成物に関する人間の創作的寄与の程度の考え方について、AIの技術の変化等を注視しつつ、具体的な事例に即して引き続き検討することが適当である。



具体的に検討を進めることが適当な事項等

・学習用データの作成の促進に関する環境整備

我が国のAIの作成の促進に向け、特定当事者間を超えて学習用データを提供・提示する行為について、新たな時代のニーズに対応した著作権法の権利制限規定に関する制度設計や運用の中で検討を進めることが適当である。

2018年著作権法改正(デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備)

○著作権法(2018年改正法による改正後)

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

第30条の4 **著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。**ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 **情報解析((略))の用に供する場合**

三 (略)

「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」(令和元年10月24日文化庁著作権課)

問11 人工知能の開発に関し、人工知能が学習するためのデータの収集行為、人工知能の開発を行う第三者への学習用データの提供行為は、それぞれ権利制限の対象となるか。

著作権法の目的は、通常の著作物の利用市場である、人間が著作物の表現を「享受」することに対する対価回収の機会を確保することにあると考えられることから、法第30条の4における「享受」は人が主体となることを念頭に置いて規定しており、人工知能が学習するために著作物を読む等することは、法第30条の4の「著作物に表現された思想又は感情を享受」することには当たらないことを前提としている。

したがって、人工知能の開発のための学習用データとして著作物をデータベースに記録する行為は、「著作物に表現された思想又は感情を享受」することを目的としない行為に当たり、法第30条の4による権利制限の対象となるものと考えられる。

また、収集した学習用データを第三者に提供する行為についても、当該学習用データの利用が人工知能の開発という目的に限定されている限りは、「著作物に表現された思想又は感情を享受」することを目的としない著作物の利用に該当し、法第30条の4による権利制限の対象となるものと考えられる。

2018年著作権法改正(デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備)

○著作権法(2018年改正法による改正後)

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

第30条の4 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。**ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

- 一 (略)
- 二 情報解析((略))の用に供する場合
- 三 (略)

「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」(令和元年10月24日文化庁著作権課)

問9 法第30条の4ただし書の「…著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に当たるか否かはどのように判断されるか。

法第30条の4ただし書では、「**著作権者の利益を不当に害することとなる場合**」には、**権利制限が適用されないことを定めているところ、当該場合に該当するか否かは、同様のただし書を置いている他の権利制限規定(法第35条第1項等)と同様に、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的市場を阻害するかという観点から判断されることになる。**

具体的な判断は最終的に司法の場でなされるものであるが、例えば、大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為は、当該データベースの販売に関する市場と衝突するものとして「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するものと考えられる。

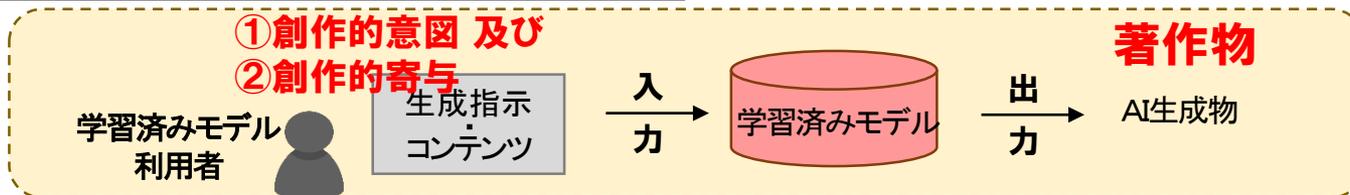
引き続き検討すべき事項等

・A I 生成物の知財制度上の在り方

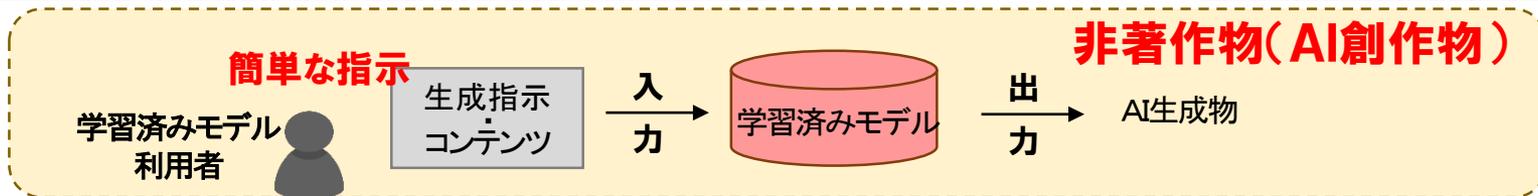
知的財産権侵害の責任を免れるためにAIを利用したと偽る等のAIが悪用される場合や、AI生成物に関する人間の創作的寄与の程度の方について、AIの技術の変化等を注視しつつ、具体的な事例に即して引き続き検討することが適当である。

【参考】AI生成物の著作物性及び著作者について(「報告書」における基本的な考え方の整理)

- AI生成物を生み出す過程において、学習済みモデルの利用者(以下「利用者」という)に創作意図があり、同時に、具体的な出力であるAI生成物を得るための創作的寄与があれば、利用者が思想感情を創作的に表現するための「道具」としてAIを使用して当該AI生成物を生み出したものと考えられることから、当該AI生成物には著作物性が認められ、その著作者は利用者となる。



- 一方で、利用者の寄与が、創作的寄与が認められないような簡単な指示に留まる場合、当該AI生成物は、AIが自律的に生成した「AI創作物」と整理され、現行の著作権法上は著作物と認められないこととなる。



- 具体的にどのような創作的寄与があれば著作物性を肯定されるかについては、例えば、利用者が学習済みモデルに画像を選択して入力する行為や、大量に生み出された複数の生成物を選択して公表するような場合、選択する行為が創作的寄与と言えるのかが問題となる。

→ AI生成物の著作物性と創作的寄与の関係については、AIの技術の変化等を注視しつつ、具体的な事例に即して引き続き検討することが適当。

2. 技術の変化・具体的な事例等の動向

- ◎ AIをめぐる最近の動向として、いわゆる「ジェネレーティブAI」の技術が急激に発展。
※「ジェネレーティブAI」；コンテンツやモノについてデータから学習し、それを使用して創造的かつ現実的な、まったく新しいアウトプットを生み出す機械学習手法
- ◎ 画像生成、文章作成等の分野では、いくつかの単語や文章を入力するだけで、まるで人間が作成したかのような高精度なコンテンツを生成する強力なAIツールが、相次ぎ公表され、急速に普及している。

○AIによるコンテンツ生成技術の動向等

◆ 画像生成

●世界の動向

- ・ 2021年頃から、言語で指示をすると指示にあった画像を生成するAIが相次ぎ登場(DALL-E 2[2022.3]、Imagen[2022.5]、Midjourney[2022.6]など)

- ・ 2022年8月には、英国Stability AI社が、画像生成AI「Stable Diffusion」を公開するとともに、その学習済みモデルのソースコードやデモ版を併せて無償公開。

→ 当該学習済みモデルを組み込んだ画像生成AIが次々とネットで公開(追加学習により、特定のクリエイターの画風を再現した画像の生成等も可能に)

●日本国内の動向

- ・ 2022年8月、(株)ラディウス・ファイブはクリエイターがアップロードしたイラスト画像から、AIがその画風を学習し、自己の画風による新しいイラストを作成できる「mimic」β版を公開。

※利用規約上、自己が描いたイラストのみをアップロード可。

◆ 文章作成

- ・ 大規模なテキストデータを事前に学習させることにより、数例のタスクを与えただけで、文章生成、質問応答など様々な言語処理タスクを解くことを可能とする「大規模言語モデル(LLM)」が発達。(Open AI社の「GPT-2」[2019年]、「GPT-3」[2020年]など)
- ・ 2022年11月には、Open AI社より、対話形式で高精度な文章を作成するチャットボット「ChatGPT」の試行版が公開
→ 公開後2か月でアクティブユーザー数が1億人を超える。

◆ 動画生成

- ・ 「Stable Diffusion」の共同開発企業であるRunway社が、テキスト入力や参照画像で指定した任意のスタイルを適用して、既存の映像を新しい映像に変換できるAIモデル「Gen-1」を、2023年2月に発表

◆ 音楽生成

- ・ キーワードや文章を入力することでイメージに合う曲を作成するツールや、任意の音楽を学習させることで、それらしい新曲を生成できるAIツール等が数多く公開。

技術の変化や動向を踏まえ今後検討が必要な事項(例)

- AI(学習済みモデル)を作成するために著作物を利用する場合、現在の利用状況を踏まえて、どのようなケースが著作権者の利益を不当に害するか。
- AI生成物に関する人間の創作的寄与の程度の考え方として、具体的にどの程度の創作的寄与があれば、著作物性を肯定されるか。
- クリエーターの創作意欲に影響を与えないよう、AIによる生成物を利用する場合に、どのようなケースが著作権侵害に当たると考えられるか。